

国立大学法人東京農工大学学則の一部改正

国立大学法人東京農工大学学則を次のとおり改正する。

現行	改正案	備考																	
<p>国立大学法人東京農工大学学則</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月7日 16 経教 規則第2号</p> <p>第1条～第8条 省略</p> <p>(附属施設)</p> <p>第9条 本学に、次表のとおり学部附属の教育施設又は研究施設を置く。</p> <table border="1" data-bbox="248 651 976 863"> <thead> <tr> <th>学部名</th> <th>附属施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">農学部</td> <td>広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター</td> </tr> <tr> <td>動物医療センター</td> </tr> <tr> <td>硬蛋白質利用研究施設</td> </tr> <tr> <td>工学部</td> <td>ものづくり創造工学センター</td> </tr> </tbody> </table> <p>第10条～第111条 省略</p> <p>附 則 省略</p>	学部名	附属施設名	農学部	広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター	動物医療センター	硬蛋白質利用研究施設	工学部	ものづくり創造工学センター	<p>第1条～第8条 省略(現行どおり)</p> <p>(附属施設)</p> <p>第9条 本学に、次表のとおり学部附属の教育施設又は研究施設を置く。</p> <table border="1" data-bbox="1088 651 1816 906"> <thead> <tr> <th>学部名</th> <th>附属施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">農学部</td> <td>広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター</td> </tr> <tr> <td>動物医療センター</td> </tr> <tr> <td>硬蛋白質利用研究施設</td> </tr> <tr> <td><u>フロンティア農学教育研究センター</u></td> </tr> <tr> <td>工学部</td> <td>ものづくり創造工学センター</td> </tr> </tbody> </table> <p>第10条～第111条 省略(現行どおり)</p> <p>附 則 省略(現行どおり)</p> <p><u>附 則(20教規則第14号)</u></p> <p><u>この規則は、平成20年7月28日から施行し、平成20年6月18日から適用する。</u></p>	学部名	附属施設名	農学部	広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター	動物医療センター	硬蛋白質利用研究施設	<u>フロンティア農学教育研究センター</u>	工学部	ものづくり創造工学センター	
学部名	附属施設名																		
農学部	広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター																		
	動物医療センター																		
	硬蛋白質利用研究施設																		
工学部	ものづくり創造工学センター																		
学部名	附属施設名																		
農学部	広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター																		
	動物医療センター																		
	硬蛋白質利用研究施設																		
	<u>フロンティア農学教育研究センター</u>																		
工学部	ものづくり創造工学センター																		